

と軌を一にして同じような制度の仕組みをつくっておるわけでございます。そこで、確かに一年おくれの改定になるのではないかと、これは、これまでたびたび御指摘を受け、御議論があったわけでございますけれども、この点を一年おくれにならぬようにするために、やはり他の共済制度と歩調を合わせ、また、恩給制度との関連をどうしていくかというように慎重に検討しなければならぬ問題でございます。かねてからの懸案でございますけれども、今後さらに慎重に検討してまいりたいというふうに思っております。

○小川(省)委員 恩給制度、他の共済制度との関連は私も大変よくわかるわけでありますが、ぜひひとつ自治省が発議をするような気持ちでこれについては取り組んでいただきたい、このように思っております。

そこで実は、この冒頭国会における附帯決議の関連でお伺いをするわけでありますが、特例年金制度を創設したわけですが、これで具体的に何か問題が発生した場合に、その取り扱いの措置については具体的にどのようにならざるべきか、つくりなんでしょうか。

○宮尾政府委員 特例年金制度につきましては、昨年の法改正におきまして所要の措置を講じました。それに基づく所要の政令改正等の手続も終わっております。いすれにいたしましても、この特例年金制度の対象者というのにはまさに字のとおり、非常に特殊なケースについての取り扱いを定めておるものがございますので、政省令等で具体的な対象者の範囲等を決めておるものにつきましては、今後具体的な事例が出てきた場合にいろいろ議論が出てくる可能性もあるわけでございます。そこで私どもといたしましては、その具体的な運用につきましましては、この制度の趣旨にかなうように今後とも、適切な判断をいたしながら対処してまいりたいと考えております。

○小川(省)委員 遺族年金の引き上げについては

どのようにお考えですか。

○宮尾政府委員 遺族年金の問題につきましては、その給付水準あるいは給付の内容等につきまして、かねてからいろいろ議論があるわけでございます。こういった点につきましては、これまでの懸案事項でもございまして、私どもといたしましては、その水準をどういふふうにしていくのか、また、具体的な給付内容の改善をどういふふうにしていくのかということにつきまして、他の年金制度との関連等も十分踏まえながら、今後とも前向きに対処してまいりたいと考えております。

○小川(省)委員 実は、この冒頭国会における共済組合法の審議で附帯決議があります。この附帯決議の四つぐらゐは実は、大蔵委員会の附帯決議をそのまま採用したわけでありまして、そういう意味で、きょうは大蔵の共済課長さんにおいてを願っておりますので、附帯決議の具体的な努力のされぐあいを、これらの点についてお尋ねをいたしてまいりたいと思っております。

まず第二項で、「高齢者の勤続が不相当と考えられる重労働職種や危険職種に長期間従事していた者が退職した場合における減額退職年金の減額率については、将来、必要に応じて一般退職者の減額率より緩和する途を講ずるよう検討すること。」というところがございまして、そこで、これらの職種でありますとか時期であるとか減額率については、その後どのように検討をされておるか、お伺いを申し上げます。

○野尻説明員 昨年末、大蔵委員会でつけられております附帯決議の中にもお尋ねの減額率の問題でございますが、もともとこの減額率を改定しようとした内容といえますが趣旨は、本来の退職年金を選んだ方と減額退職年金を選択された方との間の支給総額における公平化を図るとい趣旨だったわけでございます。したがって、昨年末で改正される前の減額率がやや甘いといえますが、減額退職年金を選択した方が有利になるといふことを是正したいということでは、本人の単なる意思でな

く、たとえば勤続等で退職せざるを得なかった方に対しては、本来の数理的な減額率よりも若干緩和した減額率を設けることができるというふうな手立ては、法律上すでにできているわけでございます。

しかしながら、それとはまた別に、危険職種とか重労働職種といったところで高齢になるまで勤められないという職種にいて退職せざるを得ない方には、勤続退職等による減額率の緩和以外にさらに何らかの緩和措置を講ずべきである。このような趣旨の附帯決議をいただいているわけでございます。この御趣旨の通りまして、その危険職種あるいは重労働職種といったような職種の内容をどうするか、これらについては今後、各共済組合全体の御相談を積み重ねながら行なってまいりたいというふうに考えているわけでございます。

ただ現実には、経過規定が働いている間はこの四割という割合が動きまわらないので、いまのところ早急にこれをつくらなければいけないという事にはなっておりませんので、もうちょっと時間をかしていただきたいというふうに考えているわけでございます。

○小川(省)委員 そうすると、まだ手をつけてないが早急に対処したいということのようですか。職種であるとかあるいは減額率をどうするかというふうな点等について、ひとつ早急に取り進めていただきたいということをお願いをいたしておきたいと思っております。

それから、地行の附帯決議の三項であります。共済組合の長期給付に要する費用の公的負担分については、厚生年金等の負担と異なっている現状にかんがみ、公的年金制度間の整合性に配慮しつつ検討を続けること。という附帯決議があります。これは公的年金制度間の整合性を配慮するということは、厚生年金の二〇％ということが基本でありまして、二〇％に近づける努力をするという内容であります。この点については、大蔵もある程度は意見を述べられてまいりましたと私は思う

わけでありまして、今後の共済組合法の公的負担の増額についてはどのようにならざるべきか、この点をお伺いいたします。

○野尻説明員 国庫負担のあり方につきましては、附帯決議にもございまして、負担すべき国の金制度の整合性を考慮し、また、負担すべき国の財政力等も勘案しながら、措置すべきものというふうな考えをしております。したがって、現在の負担割合は確かに厚生年金が二〇％、共済は暫定的にいま一六％といったようなことになっておりまして、その負担割合の面からだけ見ますと、不統一という印象が確かにございまして、しかしながら、年金制度に対する国庫の負担と申しますのは、やはりその年金制度の持っている給付の水準とかあるいは加入者の負担能力等を考慮しながら、総合的に均衡がとれるように定めていくべきものではないかと、このように考えられますので、今後長期的に年金制度全体のバランスを図るということで検討はさらに進めさせていただきます。

○小川(省)委員 今年度は一六％ですね。そうすると、来年は一七％にされるおつもりで取り組まれますか。

○野尻説明員 一六％に現在なっているわけでございますが、それは、来年一七にするとかそういう前提で一六になつていくわけではございませぬ。したがって、いまお尋ねの点につきましては、来年一七にするというふうなことは、いまのところは考えてはおりません。

○小川(省)委員 考えてないというのはおかしいのではないですか。あなた方はこの附帯決議の話し合いのときに、二〇％に向かってお互いに努力をしていこうではないかということでありまして、来年一七、再来年一八というふうになつていくわけでありまして、いまの答えは撤回してもらいたい。努力をしたいということならわかるのだけれども、考えてないということはやる気がないということなんでしょうか。

○野尻説明員 共済年金の場合は昨年の法改正に

よりまして、おおむね二十年ぐらゐの期間をかけたが、徐々支給開始年齢を五十五から六十に引き上げていく、六十歳になるまで二十年間かかるわけでございます。厚生年金はもうすでにいま六十歳の支給開始でございますので、そういう意味でも、一挙に二〇%という目標に一年ずつ引き上げていくというようなことは、現実的な処理としてはいかかと思われず、先ほど申し上げましたように全体の国庫負担のあり方というのは、その制度が持っている給付の水準に対してどれだけの補助をするか、あるいは、その年金集団が抱えている層の所得能力、負担能力と申しますか、それに対してどう配慮するかというような総合的な検討が必要なのではないかと、単に何%という割合だけをそろえるということでは、また逆の意味の問題も生じてくるおそれがございますので、その辺について総合的な検討を進めていきたい、こういうふうにして申し上げているわけでございます。

○小川(省)委員 総合的な検討をするのは結構であります。公的年金の相互間の調整を図る、こういう意味で、ぜひひとつ公的負担分の増額については、さらに引き続いて努力をしていっていただきたいと思ひます。

○小川(省)委員 恩給局においてをいたしております。簡単に答えをいただきたいと思ひますが、いわゆる軍人恩給が戦後しばらく凍結をされておつて、これが復活したのは何年ですか。

○勝又説明員 お答え申し上げます。軍人恩給が復活したのは、昭和二十八年四月でございます。

○小川(省)委員 そこで、東條英機などいわゆる戦犯の方々が恩給法上復権をされたといいますが、恐らく公務扶助料だといふふうに思ひますが、これが復権をしたのは何年ですか。

○勝又説明員 お答え申し上げます。いわゆる戦犯拘禁期間中の死亡につきまして、これを公務扶助料として扱うことになりましたのは、昭和二十九年の法律改正によつたわけでございます。

ざいまして、現実には昭和二十八年四月までさかのぼっております。

○小川(省)委員 その昭和二十九年に戦犯の方々が恩給法上復権をされた際に、内閣委員会において審議がやられたと思ひますが、その点についてはどうですか。

○勝又説明員 お答え申し上げます。ただいま申しました戦犯拘禁期間中の死亡に関する措置は、これは議員修正で措置されたものでございまして、当時どのような議論がございましたか、つらばらかではございませんが、いろいろと御議論があつたものと思ひます。

○小川(省)委員 そこで、恩給法上には減額だとかあるは停止だとかいろいろないわゆる制裁措置的なものがございます。このいわゆる戦犯の方々は、いま扶助料の内容について云々するわけではございませんけれども、減額であるとかあるは一部停止というような措置がとられておるわけですか、満額支給になっておるわけですか。

○勝又説明員 戦犯であつた方またはその遺族に支給する恩給扶助料につきましては、本来支給すべき額を減額するといったような調整は行っておりません。

○小川(省)委員 そこで大蔵省にお聞きをしたいわけでありませう。私どもの附帯決議の第四には、「懲戒処分者に対する年金の給付制限については、他の公的年金との均衡も考慮して再検討すること。」という附帯決議をなされておるわけでありませう。いまお聞きをするところによると、国家を消滅させたような大罪人である戦犯であつても、恩給法上は満額が支給をされておるといふ実態からすれば私は、懲戒処分による者が年金を停止をされる、一部制限をされるなどということはありません。一部制限をされるなどということはないと思ひますが、破産執行等その他のいろいろなことはやむを得ないでありませうけれども、特に労働運動などにおけるところの処分者がこんなような制限を受けてはとんでもないことだと思ひます。

いませうが、いわゆる戦犯のそういうような状況と比べてみて、この年金の一部制限については共済課長さん、どのようにお考えですか。

○野尻説明員 現在の共済年金制度は、主たる任務といたしましては、やはり公的年金制度としての社会保険の一環という形になっておるんだらうと思ひますが、また一方、公務員制度の一環という位置づけもされておるわけでございます。その面から、禁錮以上の刑に処せられたような場合とか懲戒処分で退職させられるような場合につきましての給付の制限というものがございませう。

ただ、この給付の制限が、できましてかれこれ二十年たつたわけでございますけれども、この間に、この給付の制限の仕方についての再検討をすべきではないかという御議論を再々承つておるわけでございます。かねてから私も、この制限の内容につきましては再検討すべきではないのかというふうに考へていたわけでございます。ただ、先ほど申し上げましたように、全廃してしまふというのはいかかと思ひますが、この制限の内容につきましては、確かに厳し過ぎるという面もございませうので、緩和するという方向で再検討を早速にでもしたいというふうにお考へておるわけでございます。

○小川(省)委員 緩和をする方向で再検討をするということだから結構だと思ひますが、先ほど来私が申し上げておりますように、満額支給をされた大罪人が、公務扶助料でしようが、満額支給を受けておるのに、ちよつとした労働運動で処分を受けたような者が減額をされるなどということは、これはあり得べからざることだと思ひます。だからそういう意味では、いまお聞きされたように、厳し過ぎるということをお感じのようでありませうから、ぜひひとつそういう方向で、この附帯決議でも言つておられますように、制限を解除をするといひますか、処分者に対する制限措置を緩和をする方向で対処をしていただきたいことを、特に強く要請をいたしておきたいと思ひます。

そこで、もうしばらく時間になるわけでありませうが、自治省に伺ひますが、共済組合法を運営するに当たつて、運営審議委員でありませうかあるわけでありませうけれども、これは組合員の中から出すことになっておるわけでありませう。中には天下一もいるわけですが、組合員を代表する者というふうには、組合員を代表する者から選ぶというふうには、組合員を代表する者から選ぶ、こういうことになっておるわけでございます。そこで、なぜこういうことになっておるのかというところは、これはもう重々先生が御承知のように、組合の民主的かつ適正な業務運営ができるよう、しかもまた、組合員の意思がその業務運営に反映されるように配慮をする、こういう考へ方からこういう仕組みをとつておるわけでございます。

○宮尾政府委員 ただいまの御質問にありませうのは、現役組合員ではなくて、広く組合員OBを含めたという御趣旨かといふふうにお考へておるわけですが、現在の運営審議委員は組合員の組織構成というものは、半数を組合員を代表する者から選ぶ、こういうことになっておるわけでございます。そこで、なぜこういうことになっておるのかというところは、これはもう重々先生が御承知のように、組合の民主的かつ適正な業務運営ができるよう、しかもまた、組合員の意思がその業務運営に反映されるように配慮をする、こういう考へ方からこういう仕組みをとつておるわけでございます。

○小川(省)委員 御質問にありますが、御提案がございませうが、現に組合員でない者でもその運営審議委員であるいは組合員の委員に選任できるようなことにつきましては、仮にこういう御質問であるとすれば、その点につきましても、ただいま申し上げましたような現在の制度の仕組みから言ひまして、現に組合員でない人が組合員の利益を擁護していくという観点からして適切であるかどうか、非常にこれは制度づくりとして問題があるだらうというふうには私どもは考へておるわけでございます。

○小川(省)委員 いまの御答弁はちよつと理解を

しにくいのですが、組合員を代表する者というのは、組合員の代表であるのですから、組合員の中から選ばれた者もありますし、あるいはまた、組合の会議等で決められて組合員を代表する資格を持つ者もおられるわけがあります。それこそ本当の意味で組合員を代表する者でありますから、そういう形でこの次の審議の際までにはぜひひとつ検討をお願いをいたしたい、このように思っております。

時間が参ったようでありまして、いろいろ申し上げたいことはありますが、いわゆる一年おくれを是正する問題や、恩給の毎月支給の問題や、あるいは古い年次の人の支給額をさらに再評価をして引き上げる問題等、大変問題が多いわけでありまして、ぜひひとつさらさら充実強化をして、いわゆる受給者の期待にこたえるような手だてをたつてほしいことを強く要望をして、質問を終わります。

○塩谷委員長 吉井光昭君。

○吉井委員 最初に、わが国の公的年金制度の年金給付費総額ですが、これは五十五年度においておよそ五兆円、六十五年度においては約十兆円、七十五年度では十六兆円、そして昭和八十五年には二十三兆円というような規模に達する、このように想定されておるわけですが、七十年には現在の欧米諸国の水準にも達する、そうして八十年には西ドイツの水準を超えるもの、このように予想されるわけでありまして、しかしながら、給付費が増大されても、現在の公的年金制度は必ずしも十分とは言えないわけです。そこで、公的年金制度の今後のあり方という観点から、地方公務員制度の諸問題について若干お尋ねをいたしたいと思います。

まず、年金制度の国際比較を見ますという、アメリカ、イギリス、フランス、西ドイツ、これは国家公務員の立場のデータでございますが、たとえばアメリカなどでは、支給開始年齢は五年度で六十二歳、二十年勤続で六十歳、三十年勤続で五十五歳で、最高支給率が八〇％です。また西

ドイツでは、七五％が最高支給率で、わが国の国家公務員は、四十年勤続で最高限度は七〇％。これは地方公務員も同様であります。いま挙げた外国の場合は、地方公務員もほぼこれに準じているわけでありまして、すなわちアメリカ、イギリス、フランス、西ドイツなどは、公務員は国の立場から非常に優遇をされておる。それに比べてわが国の地方公務員は、必ずしも優遇はされていないのが現状であります。

そこで、地方公務員の年金制度のあり方に対してどのような基本的な考えをお持ちなのか、まずこの点からお尋ねをしたいと思います。

○宮尾政府委員 地方公務員につきましては、共済年金制度でございますが、これは他の共済年金制度並びに他の公的年金制度と相並びまして制度づくりが行われているものでございます。そこで、ただいま御質問の中にもありましたように、諸外国の年金制度というものはもと充実しているのではないかと御指摘がございました。また、今後日本の社会が高齢化時代というものを迎えていくわけでございますが、そういう中における年金制度のあり方ということもいろいろ議論をされておるわけでございます。そういう全体的な中で、今後、地方公務員の共済年金制度というものをどういうふうにしていくかということにつきましては、これは共済年金制度独自で解決していくことはなかなかできませんけれども、他の公的年金制度全体との関連の中で、今後の年金における老後保障の問題、それに伴います費用負担の問題等を幅広く含めまして検討を進めて、給付水準の改善と老後における所得保障の充実という方向で検討してまいりたいというふうに考えておるわけでございます。

○吉井委員 そこで、昨年この法案が審議された際に、当委員会でも附帯決議がなされております。その中で、共済組合制度に関する基本的事項について一元的に調査審議をする機関の設置についての検討が挙げられておりますが、具体的に関係省庁でどのような取り組みがされているのか、お尋ねをしたいと思います。

○宮尾政府委員 共済組合制度全般を通じまして共通した審議の場をつくることにつきましては、既存の共済組合審議会との関係とか、あるいは、新しくそういったものを調査審議する機関の所管官庁というものをどういうふうにしていくか、いろいろ問題がございますので、政府といたしましてはとりあえずの措置をいたしまして、共済年金制度全体を通ずる基本問題について専門的な検討を行うために、学識経験者等で構成する研究会を本年度から発足させたい、こういうふうに行っております。

そこで、この研究会についてどういふことをやるかということでございますが、年金問題についてはなされております各種の建議とか報告等、あるいは、厚生年金法等の改正に対応いたしました共済年金制度を今後どういふふうにしていくかというふうな問題を検討することにしたまいりましたと考えております。具体的な検討事項といたしましては、一つは、職域年金制度としての共済年金のあり方、つまり給付水準とか給付要件とか年金財政に関する将来展望、こういふようなものを検討する。第二は、他の公的年金制度との整合性あるいは調整というものをどういふふうにしていくか、こういうふうなことを考えておるわけでございます。

この研究会の構成といたしましては、学識経験者十名程度で発足をさせていきたい、こういうふうに行っております。

○吉井委員 いま御答弁のあった共済年金研究会ですが、この発足も非常に結構なことでありまして、果たして共済年金を厚生年金の給付率に比べて高い水準に保つていけるような討議内容でいけるのかどうか、あるいは今後本格化する年金財政の窮迫にどう対処できるのか、いずれにしろ財政問題というものは避けられないわけでありまして、また、社会保険審議会、社会保障制度審議会、年金制度基本構想懇談会、共済年金制度懇談会等、各種の年金改革のための審議が行われると

いふことは非常に結構なことであると私は考えます。しかしながら、それらの答申や意見具申に対して、これはいろいろなむずかしい問題もあるかもしれませんが、政府は本気で取り組む姿勢に少し欠けるのではないかと、私はこのように危惧するわけでありまして。

そこで、自治省が共済年金研究会の発足に対して現在の共済年金制度、これのどうした点の論議を期待し得るのか、率直なお考えをお聞かせ願いたいと思っております。

○宮尾政府委員 共済年金制度あるいは他の公的年金制度全体を通じて年金制度につきましましては、高齢化社会を迎える中で非常にいろいろな問題といたしましては先ほど御質問にありましたように、今後非常に増大をする費用負担の問題というものをどういふふうにしていくか、あるいは、公的年金制度が幾つかに分かれておりますけれども、そういう制度間の問題というものをどういふふうにするのかというように多々あるわけでございますが、これは公的年金制度全体を通じて整合性のとれた姿で検討していかなければならない問題でございます。

そこで、社会保障制度審議会等におきましても、こういった問題につきましましていろいろ御提言がなされております。また、他の懇談会等幾つかの建議等があるわけでございますが、私どももこれを踏まえて、先ほどお答え申し上げました研究会を発足させるに当たりました。共済年金制度が抱えておる幾つかの問題、また、その給付水準をいかにして高めていくのかというような問題を中心としながら、他の公的年金制度全体とのバランスも十分検討いたしました。公的年金制度全体の中で共済年金制度の確かな位置づけというものができるような、十分検討してまいりたいと考えておるわけでございます。

○吉井委員 次に自治省は、共済年金の支給開始年齢、現在の六十歳、これを当面は引き上げないと思うけれども、将来どのような見直しを持って

おられるのか、自治省自身のお考えをひとつお聞かせ願いたいと思います。

○宮尾政府委員 共済年金の支給開始年齢につきまして、昨年度の共済組合法の改正におきまして、五十五歳から六十歳まで段階的に年齢を引き上げて、最終的には六十歳にするという改正をいたしたわけでございます。六十歳に到達するまでにはなお相当な経過期間もありますので、私どもといたしましては、当面六十歳ということに支給開始年齢を定着させることが、実態に即したものであるというふうに考えておるわけでございます。

ただ、ただいままでいろいろな御質問の中にもございまして、日本はこれから非常にスピードで高齢化社会というものを迎えることになりまして、そういった中で、各公的年金制度を通じて非常に成熟度も高まっておりますし、それに伴います財政問題というふうなものも大変な事態として認識をされておるわけでございます。したがって、今後、給付水準の改善を図りながら、非常に成熟度が高まってくる、費用負担がかさむ、こういったような問題というものをまともに検討していかなければならないわけでございます。そういう中では、すでにいろいろ他の公的年金制度でも議論が出ておりますように支給開始年齢問題というものが、まともに向かつてどうするかという検討をしなければならぬ一つの将来の課題であるというふうに私どもは認識をいたしております。ただ、そういう問題は大変大きな問題でございますし、それをどのように扱うかということ、公的年金制度全体の問題、それから、共済年金制度は特に公務員制度の一環としての特色を持っていてという性格、こういったものも十分踏まえて慎重に検討しなければならぬと考えておりますので、こういった点につきまして、先ほど申し上げました研究会等でも基本的な方向について検討をお願いし、その意見もよく踏まえて慎重に対処してまいりたいというふうに考えておるわけでございます。

○吉井委員 次に、労働省にお尋ねをいたしますが、現在の労働者が六十五歳まで働くことは現今の労働雇用の環境の中で一体適正かどうか、それと、現在の共済制度の六十歳の支給開始年齢は厚生省の六十五歳支給への考え方と関連して考える必要があるかどうか、この二点についてお伺いをいたしたいと思います。

○野見山説明員 今後の高齢化社会への進展に対応しまして高年齢者が相当ふえてくる、その場合に、高年齢者が安心して就業できるような状態をつくっていくということが重要でございますが、特に今後、六十から六十五歳層、六十歳代前半層がふえてくるわけでございますので、私どもとしましては当面、昭和六十年までに六十歳定年を一般化することを前提に強力な政策を進めてまいりますが、その後につきましては、就業のニーズやあるいは能力、希望等が多様化してまいりますので、そのような多様化するニーズに応じた就業対策を進めていく必要があると考えております。高年齢者の就業状況につきましては、特に五十歳代前半は御存じのように労働力率が九〇％台でございますが、六十歳代前半になりますと若干下がってくるといようなことでございますけれども、いづれにしても、六十歳代前半層に対する就業対策の推進をしていく必要があるというふうに考えております。

それから、年金との関係でございますが、雇用政策と年金制度の関係につきましては、高年齢者の生活に不安が起きないように雇用政策と年金政策との有機的な連係を図っていく必要があるというふうな考えをしておりますし、この点につきましては、従来から厚生省とも協議を続けてきていますところでございますが、労働者といったとしても、高年齢者の生活設計に十分配慮した形で就業対策が進められるように努力してまいりたいというふうに考えております。

○吉井委員 次に、地方公務員共済組合の場合ですが、加入者が五十三年度で三百万人、退職年金受給者が四十四万人、組合員六人に對し一人の受給者を養っていることになるわけですが、昭和六十年、それから八十年くらいまでの財政収支の見通しはどうなるのか、また、年間収支差し引き額がマイナスになって積立金を取り崩す年代は大体いつごろと見ておられるのか、この点はどうか。

○宮尾政府委員 共済組合の年金財政の将来見通しでございますが、成熟度が今後どんどん高まっていくということは御指摘のとおりでございます。地方公務員共済組合全体として見ますと、将来の見通しを立てるのに仮定を立てて考えないと、なかなかむずかしいわけでございますが、仮に組合員数を一定といたしまして、それから、給与のベースアップあるいは年金改定率というものを仮に毎年五％程度というふうに見込んで非常に粗っぽい推計をしてみた場合、昭和七十五年には、退職年金受給者の組合員に対する割合、つまり成熟度というものは約四七％くらいと見込まれまして、掛金を給料の一〇％程度にしなければならぬのではないかと、こういうふうな予想が立てられておるわけでございます。

今後単年度収支がどの時点でマイナスとなるのかというふうな見通しでございますが、これもただいまのような仮の前提を置きまして推計をしてみてもおるわけですが、この場合の財源率は五年ごとに千分の二十から千分の四十五程度は引き上げていく、こういう前提を置きまして粗い推計をしてみますと、地方職員共済組合では、単年度収支が六十七年ごろにはマイナスになる、それから、積立金が全くなくなってしまいうちは昭和七十八年ごろではないかと考えられております。なお、公立学校共済組合では、単年度マイナスが六十九年ごろ、積立金がマイナスになるのは八十三年ごろ、こういうふうな推計をいたしておるわけでございます。

○吉井委員 次に、長期給付に関する国庫負担割合ですが、厚生年金は二〇％、残りを事業者と被保険者で折半をするということですが、地方公務員共済組合の場合は昨年、いままでの一五％の公的負担に一％を上積みして、残りの九四％を地方公共団体で一五％、組合員四二・五％、地方公共団体四二・五％としたわけですが、長年来の公的負担アップの要求が入れられたわけですが、厚生年金に比べるとやはりまだまだだという感じがするわけでありまして、将来の見通しとして国庫負担をもっと増額する必要があるのではないか、このように考えるわけですが、この点はどうか。

○宮尾政府委員 昨年度の改正におきまして、百分の一の公費負担率を引き上げるといふ措置を講じたわけでございますが、公的負担の引き上げの問題につきましてはいろいろ問題がございまして、各公的年金制度全体を通ずるバランスの問題、給付水準の問題あるいは共済年金の成熟度の問題、こういったようなものを踏まえて検討していかなければならない問題であるわけでございます。

そこで、将来のといいますが今後の公的負担のあり方の問題につきましては、私どもといたしましては、昨年の附帯決議もございましてその趣旨も踏まえて、今後公的年金制度全体としてどういった負担割合を設定することが妥当であるか、あるいは、今後の高齢化社会を踏まえて年金財政の健全化をしていくために、公的負担のあり方はどうあり方であるべきかというふうな基本的な角度から、総合的に今後検討をしてみたいと考えております。

○吉井委員 次に、短期給付ですが、現在、労使折半で地方公共団体が五〇％、組合員が五〇％を負担しております。すなわち、医療保険については国は一円の負担もしておられない。ということは、地方公務員の健康管理については一切無関心である、このように言われても仕方がないわけですが、この短期給付について国庫負担の導入を図るべきではないかと考えるわけですが、御意見をお伺いしたいと思います。

○宮尾政府委員 短期給付についての公的負担の導入の問題でございますが、これまでの考え方といたしましては、短期給付における共済制度とい

弁申し上げましたように、一律に支給率を引き上げることに付いては、所得保障という観点から見た場合に、かえって不均衡を招来するのではないかと問題があるわけがございます。したがって、むしろ遺族年金の改善は所得の低いような人たちの問題というものをどういうふうにしていくのか。ことに、一家の大黒柱であります主人が亡くなった後の奥さんという立場における問題というものを十分踏まえて、経済的に困窮する遺族の方をどういうふうにしていくか、こういう問題になるわけでありまして、したがって先ほど申し上げましたように、寡婦加算制度というものを講じて年々改善をしてきておられるわけでございますが、一律に引き上げるといふことよりも、いま申し上げましたようなことを踏まえて遺族年金の改善をどう進めていくか、そういう観点の方が私どもは大事だと思っておられるわけでございます。

そこで、厚生年金での寡婦加算額の大幅な引き上げ、したがって先ほど申し上げたものも今後の大きな問題になるわけでございますが、これについては先ほどのような問題がございまして、今回見送っておりますけれども、今後、そういうものを含めて遺族年金の実質的な改善に努力をしてまいりたいというふうに思っております。

それから、実施時期について一年おくれがあるという問題でございますが、これもたびたび御指摘を受けておる問題でございます。ただ、この既裁定年金額の実質的な価値を保全するために毎年毎年恩給制度に準じて改定措置を行っております、これが一年おくれになっておる、こういうことでございますが、これは共済制度が恩給制度と密接につながった制度でありますし、それから、共済制度全体に共通する問題でございますので、地方公務員共済制度だけで独自でこの問題を取り扱って何らかの措置をするという事は、なかなかむずかしいわけでございます。したがって、この問題も、かねてからの問題でございますので、私ども

もとしては研究会等の場でも十分議論をしてまいりたいと思っておりますが、先ほど申し上げましたような恩給制度との絡みその他から見まして、なおにわかには実現できない、こういう問題であることと御理解をいただきたいと思っております。

○部谷委員 終ります。

○塩谷委員長 安藤殿。きょうは、時間が大分制約をされておりますので、ポイントだけお尋ねをしたいと思っております。

共済年金と関係がありますので、厚生年金の話をお話ししたいのですが、今回の厚生年金保険法の改正では、先ほどからも議論がなされておりますけれども、大幅な寡婦加算額の引き上げがなされております。これは御承知のとおりです。たとえば子ども二人以上持っている寡婦の場合については、加算額は月額七千円から一万七千五百円へと、これはことしの八月から改定されることになっております。厚生省の方は、大幅な寡婦加算額の引き上げと引きかえにことしの六月から、遺族の範囲について制限を加えて、従来妻について何ら制限がなかったものを、四十歳未満の子なし寡婦、いわゆる若い寡婦には支給しない、こういうふうにしておられるわけですが、これは非常に不当なことだと思っておりますが、その点については、社会労働委員会等関係の委員会でいろいろ議論をされているところで。

ところが共済年金の場合、これも先ほど議論があったのですが、この寡婦加算は触れられていない。子供二人以上有する寡婦の場合、七千円に据え置かれておられるわけですが、なぜそうなったかという問題につきましては、先ほどいろいろ答弁がございました。私もそれを聞いておりますから、あえて重複したことはお尋ねいたしません。先ほどのお話をすると、地方公務員共済制度の審議会、この結論が慎重に検討せよ、こういう結論だった、そのほかに二点ほど挙げられました。

そうしますと、後でも問題にしようと思っておりますが、審議会の結論待ちあるいは審議会がこう

言っておるからこうするのだということ、自治省として何ら主体的な、こういうような考えでどうやっていきたいのだというのがない。いわば審議会を隠れみのにするみたいなふうにとられぬでもないと思うのです。だから、そういうような審議会の結論がある、だから慎重にこれから検討するのだというのではやはり遅いと思うのです。

この厚生年金保険法でどういうふうな大幅な寡婦加算が出てきているわけですから、これに対応するようには、整合性の問題も議論されておりますけれども、どうして検討してこなかったのか。先ほどおっしゃったような理由がございまして、そういう問題を検討して足並みをそろえるということとすべきではなかったかと思っております。それではないと、共済年金の方だけが落ち込んでしまふのです。なぜそういう検討をしてこなかったのか、その点をまずお伺いしたいと思います。

○宮尾政府委員 今回の厚生年金保険法案の中における寡婦加算額の大幅な引き上げということ、先ほどお尋ねの申上げましたように、併給調整の問題、それから遺族の範囲の見直しの問題、これと絡んで、そういうものを一体とした一つの考え方に立った制度づくりになっておられるわけでありまして。

そこで、これを共済組合制度の中で同じような改正をするのかどうかということにつきまして、これは共済制度を持っておられます関係各省の間でも十分議論いたしましたわけでございます。そして、そういう検討を踏まえ、共済制度としては今回の厚生年金保険法案に準ずるその部分の改正措置は見送ろう、こういう基本的な考え方で私どもは対処した。したがって、審議会に対しては諮問をする際にも私どもは、その部分は今回見送るという考え方を提示いたしました。審議会の御意見を承った次第でございます。審議会といたしまして、この問題は非常に重要な問題であるので慎重に検討して成案を得ようとして、くださるという趣旨の答申もございましたので、そういうものも政府の考え方とあわせ両者踏まえて

今回のような措置をとった、こういう経緯でございます。

○安藤委員 慎重に審議をしていただくのは大いに結構なんです。整合性ということを考えていけば、共済年金だけが落ち込むことがないようには、慎重検討もやはり急いでやっていただく必要があると思っております。

それで、先ほどの御答弁を伺っていますと、厚生年金保険の方での寡婦加算額の引き上げが大幅であるということをおっしゃられたのですが、その中に、これは言葉じりをつかまえるわけじゃないけれども、基本的な姿勢の問題としてお伺いしたいのですが、それほど大幅であつてよいものだろうかということをおっしゃっていた。そうすると、厚生年金の方が高過ぎるのか。共済年金の方はそんなに高いことは考えられないのだということか。これから引き上げるといふのが前提になつておられるのかどうか、その辺どうですか。

○宮尾政府委員 言葉のニュアンスの問題であつたかもしれませんが、厚生年金保険法における寡婦加算額の引き上げだけを見ますと、それは率としては非常に大きい、こういうことは事実でございます。遺族年金の問題を全体としてどうするかということについては、支給率を七〇％に引き上げるといふような御議論も前からありまして、全体としてどうするかということが課題となつておられるわけでございます。そういう中で、寡婦加算額の大規模な引き上げということだけを改善するだけではないのかどうか、遺族年金全体をどういう姿勢にするのかということも基本的な問題を踏まえた寡婦加算額の引き上げの問題、こういう取り組みをしなければならぬというものが私どもの基本的な考え方でありまして、したがって、共済年金財政が許す限り、またその制度がそういうことで妥当性を持つ限り、私どもとしては寡婦加算額等を将来検討するに当たりまして、できるだけ改善の実が上がるような方向で検討してまいりたい

というふうに思っております。

○安藤委員 その点でもう一つ。そうしますと、厚生年金の寡婦加算額の引き上げ、これと遺族年金のあり方全体の問題について、それは検討するおっしゃるのですが、寡婦加算額の引き上げの問題については、厚生年金保険と横並びするというようなところまで検討するの、そういうところはとうてい及びもつきませんということなのか、またその見直しも全くないのか、どちらですか。

○宮尾政府委員 まだ具体的にどういう方向でやるべきかということについては見直しは持っておりません。ただ、厚生年金におきましては先ほど申し上げましたように、片方で妻の範囲を見直して部分的に年金を支給しないという措置も講じておるわけでございます。片方で大幅な引き上げをする。ですから、厚生年金における年金財政問題というものはやはりそこには絡んでおるわけでございます。ですから、共済年金でこれをどう取り扱うかということにつきましては、そういう厚生年金保険法における考え方というものを十分吟味をいたしまして、私どもとしても共済年金制度の中で妥当な適正な改正方法というものを今後検討してまいりたいというふうに思っております。

○安藤委員 時間がありませんから、次の問題に移ります。御承知のように、昭和五十年以降、地方財政がいろいろ危機に直面をしたということで、地方公務員の給与改定の時期が、普通通例となつてゐるのは四月一日からということですが、それに遡及をして行われるということがなくなる場合が多くなって、五月以降に改定を実施せざるを得ないという市町村が多かつたということは御承知のとおりです。このようにされたことによつて、退職年金受給に際しては年金の基礎となる退職時の給与に算定されないで不利になるというようないことから、これは五十二年度の改正が行われて、改定を受けないで退職をした人については給与改定が

あつたものとみなして、そして年金給与年額を算出した、そういうふうに訂正するというふうに改められたわけですね。ところで、それでカバーされてない人たちがいるんですね。その給与改定が、たとえば四月からやるというのを五月以降というようにその年度内で行つて、財政事情から翌年度以降ということになつて、そういうことで実施をしてゐる市町村がある。たとえばこれは泉佐野市とかあるいは門真市とかもそのうちの例なんですけれども、こういう場合は退職をしたときの給付は改定前の給与であるというところは、その年度内に行われたか年を越して行われたかの違いがあるけれども、改定前の給与によつて年金額が計算される。年を越して翌年度以降ということになつた場合は、全く先ほど言いましたような特別な措置でカバーできない、そういう人たちがあつたわけなんです。

だから、この人たちはカバーできないものから、どういふ結果になるかということとはわかり切つたことなんです。同じ地方自治体に勤務しておつても、前の年にやめた人、あるいはそれよりも後でやめた人と差がつくわけなんです。だから、もう生涯というわけじゃないが半生涯ずっと差がついたままいくわけなんです。だからこれもやはりその年度内に月おくれで改定された人の場合と同じように救済をする措置を講じてあげべきではないかと思つて、いかがでしょうか。

○宮尾政府委員 共済年金につきましては退職時の給料というものが基本になる、これは給与制度の方で決まってくるものをそのまま使うということにしておりますために、たとえば年度当初から給与改定が行われなかつたというような場合については、同じ年度内で退職をする人の間に不均衡が生ずるといふことから現在、特例措置といつたしまして、同一年度内における給与改定期間の差がありましても、その年度内で退職した人については四月にさかのぼつて給与改定があつたものとみなして年金を計算をする、こういう措置を講じて

おるわけでございます。

これはあくまでも財政が非常に苦しいとかいうような事情があつて四月からべアができない、たとえば五月とか六月から実施をした、こういうような人たちについて、ほとんど時期を相前後して退職した場合に不均衡ではないか、こういうものを調整する趣旨でございます。いま御質問にありましたように、給与改定がある年度は行われなかつて翌年度になつてしまつた、そのときの退職者などをどうするかということにつきましては、これはそこまで手を広げて特例措置を講じていくということになりますと非常にいろいろな問題が出てまいりますし、そういうことをすることは、気持ちとしてはわからないわけではございませんけれども、年金制度の中でそういう問題を解決していくということとは、これは私は非常にむずかしい問題だといふふうに考えておるわけでございます。

○安藤委員 むずかしいとおっしゃるのですが、年度内の場合には救済をされて、年度を越したからだめだ。これはその退職をした公務員の人の責任でも何でもないわけなんです。先ほどの遺族年金のところでもお話をありましたが、慎重に検討していただいて、もう一遍何とかいい方法はないかということを考えていただきたいと思つて、そのことをこれは要望をしておきます。

それから、これは昭和五十二年五月十二日、本委員会でも私どもの三谷議員の方から、年金の官民の格差が言われておるけれども、公務員年金の水準というものは実生活の七割どまりであるというようなことが、質疑それから御答弁いただく中でその論議の中ではつきりしてきた、低水準の問題が出されたと思つて、それから、公務員年金の問題にする場合に、幾つかの省庁がこれを所管しているわけなんです。厚生年金は厚生省、そして自治省、国家公務員は大蔵省、あるいは国鉄の場合は運輸省とかいふふうです。だからこれも先ほどちょっと議論がありましたけれども、各省庁ばらばらの所管になっております。だから、政

府として統一的な年金所管がなされてない問題、これを取り上げて議論をしたことがありますが、けれども、これについてはその当日、五月十二日は自治大臣出席されておられなかつたのですが、翌十三日に当時の小川自治大臣が出席をされて、こういう答弁をしておられるわけなんです。「各種公的年金制度を通じてその責任官庁を明確にすべきである」といふ御指摘があつたと承つております。その点につきましては、今後関係方面と相談し、検討することといたします。」という答弁をいただきました。

あれから三年たつておるわけなんです。その間に、たとえば昨年の改悪のように、公務員の年金支給開始年齢の繰り下げ、これは六十歳に繰り下げた、こういうような崩壊的な改悪がなされておるわけですが、その際に、支給開始年齢の引き下げというものは、単に共済年金だけではなくて厚生年金の方にも拡大されて、全体として年金水準のレベルダウンになるんじゃないかということをおもひは指摘したのです。後藤田自治大臣、よく聞いておいてください。そのときに大臣は、これは官民格差を是正するためだといふ趣旨の御答弁をなさつたことを記憶しておりますけれども、官民格差を是正するというところで後ろ向きの方に、悪い方に是正するというふうには考えておるのです。

ところが、それから数日たつて厚生省は早速、私どもが指摘しましたその危惧を具体化したきたわけなんです。厚生年金の支給開始年齢の六十歳から六十五歳への引き下げという方向を打ち出しました。これはいまはちょっと保留になっておりますけれども、大臣はそのときに、官民格差の是正だとおっしゃつたのですけれども、厚生年金の支給開始年齢が六十歳から六十五歳に引き下げられるというのを厚生省の方では考えているということとは、御答弁なさつた当時、もう当然承知しておられたと思つて、それでないと同じ閣僚の中でおかしいと思つて、そういうことを御承知の上で官民格差とおっしゃつて、そして、共済年

金の支給開始年齢を六十歳に引き下げる、これは官民格差は正になるんだというふうに御答弁をなさったのでしょか。

○後藤田園務大臣 私も公的年金制度がこのようになればらばらになって、扱い官庁もばらばらである、これがいいことと思っております。ただ、いろいろな沿革等もあって、これを一挙にどうこうするというのは実際問題としてむずかしいと思っております。そこで、閣内には懇談会等をつくりまして、できるだけ整合性を図ろうじゃないかというところでいろいろ検討いたしております。

ただいま御質問の点は、私は官民格差の是正を図るべきであるという御答弁を申し上げた記憶があるのですが、その際はもちろん、悪い方には是正するなんて全然考えておりません。こういって問題はやはり職員が安定的な気持ちで仕事ができるように、また遺族が困らぬようにということが基本にあるわけですから、財政の許す限りは当然、いい方に改正していくことはあたりまえのことだと考えております。ただ、あの答弁しましたときに大臣、知っておたんじゃないかというのですが、率直に言いますが、私は承知いたしておりません。承知しておればあんなことは言いません。そこで実際困ったのは、ちょうどあの時期の直後に六十五歳の案が出されたのです。私としてはその関係で大変苦しんだことは事実でございます。厚生年金の支給開始年齢を六十五歳にする、公務員の方は五十五歳がようやく六十歳になったばかりである、官民格差は正がやかましい時期にそういうことをやるのがいいのかわいのかいうことについては、私個人としては相当な意見を持っているつもりでございますが、政府として厚生年金の財政上の問題、長期的な視野に立ってああいっただ案を出されたものである、かように考えておりますが、私自身は、これは基本的には同じような支給開始年齢にすべきであるというふうに考えておるのでございます。

○安藤委員 厚生省がそういうことを考えているなんというところは全く知らなかった、青天のへき

れきだったみたいなお話ですけども、大臣の御答弁をそのまま、はいさようでございますか、それは大変なことではございましたか、ということには、私は賛成いたしかねます。

それで、そうすると今度は、厚生年金が六十五歳になるでしょう、すると、官民格差は正だということになると、では、共済年金も今度は六十五歳というふうなことになるって、いってしまつて、最初に指摘しましたように全体として年金制度のレベルダウンだ、国民に犠牲を押しつけるものだ、こういう方向に行つてしまつておられるところはかちと、そういうことにならないようにしていただきたいということをお願いしておきます。厚生年金の支給開始年齢の六十五歳の問題は、一時たな上げみたいになつておりましたけれども、これは近いうちに政府はやるうとして虎視眈眈とねらつておられる。というのは、財政再計算期において検討するということになつておりますから、そういう危惧を私も抱いておりました、そういうことはさせないように大きく国民世論にも訴えていかなければならぬということをお思つておるわけでは。

ここで、各共済年金それから年金制度全体についての整合性の問題について、先ほど昨年十二月十日の当委員会の附帯決議も出されて質問がなされましたので、重複したお尋ねはしないつもりですが、共済年金制度基本問題研究会、これを今年度中に発足させるといってお話ですが、学識経験者十人というお話もありましたが、その人選はもうすでに具体的に進んでいるのかどうかということですね。やるやると言つてもなかなかやらないという場合があります。

それからもう一つは、先ほども言ったのですが、審議会、今度は研究会、そしてその研究会で論議していただいて、その結果によって、それ待ちなんですよというふうなことで事は運んでいかないのじゃないかと思つておる。だから、責任官庁は一体どこなのかということをごきつと確立

して、そしてやらなければいけませんのじゃないかと思つておる。だから、研究会をおつくりになるのはいいのですけれども、責任官庁は一体どこになるんだ、そういうことを考えているのか。全く考えていないとすれば、これを本当にやる気があるのかどうかという疑問が出てくるのですが、それはどこになるのか、あるいは、そういうふうな責任官庁をきちんと決めてやるという方向で考えているのか、それをお尋ねしたいと思つておる。

○宮尾政府委員 研究会の件でございますが、学識経験者十名程度で構成をしたい、その人選等につきましては、まだ具体的に定まつておりません。しかし、できるだけ早い機会に発足をさせたい、こういうことで関係のところと御相談をしておるわけでございます。

御承知のように共済制度につきましては、幾つかの所管省庁がありますので、これまでも共済制度の改正につきましては、関係省庁が寄り寄り相談をいたしまして、常に横の連絡を十分とりながら同じ歩調で改正していく、その間に整合性が保たれないようなことのないような配慮を払つてきておるわけでございますが、今回の研究会も、これは研究会にすべてを預けるのではなくて、それぞれが抱えておる地方公務員共済あるいは国家公務員共済それぞれの問題を出し合ひながら、その中で共通問題がたぐさんあるわけでございますから、そういうものをお互いに知恵を出し合つて議論をし、また研究会でもそういうことを十分検討していただきたい、こういうふうにお思つておるわけでございます。

ただ、いま共済制度はそれぞれの省庁に分かれておられますので、どこが責任官庁かというふうな御質問でございますが、これはその研究会に関するいろいろな庶務的な仕事は大蔵省がやるということになつておられますので、私どもとしては大蔵省と十分連絡をとりながら、それぞればらばらにならないように十分配慮してまいりたいと考えておる。

○安藤委員 時間を配慮いたしましたので、これで終

○塩谷委員長 以上で両案に対する質疑は終了いたしました。

○塩谷委員長 この際、昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案に対し、石川要三君から修正案が提出されております。修正案の提出者から、趣旨の説明を聴取いたします。石川要三君。

昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案に対する修正案
〔本号末尾に掲載〕

○石川委員 私は、ただいま議題となりました修正案につきまして、その提案の趣旨及び内容を御説明申し上げます。
本修正案は、政府原案で昭和五十五年四月一日と定められております施行期日につきまして、すでにその日が経過しておりますので、これを公布の日に変更するとともに、これに伴い、地方公務員共済組合が支給する年金の額の改定等に関する規定については、昭和五十五年四月一日から適用することに改めようとするものであります。

以上が修正案の提案の趣旨及びその内容であります。何とぞ御賛成くださいますようお願いいたします。

○塩谷委員長 以上で修正案についての趣旨の説明は終わりました。
修正案については別に発言の申し出もありません。

○塩谷委員長 これより両案及び修正案を一括して討論を行います。別に討論の申し出もありません。

これより採決に入ります。

昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案の採決をいたします。

まず、石川要三君提出の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○塩谷委員長 起立総員。よって、石川要三君提出の修正案は可決されました。

次に、ただいま可決されました修正部分を除いて原案について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○塩谷委員長 起立総員。よって、修正部分を除いて原案は可決いたしました。したがって、本案は修正議決すべきものと決しました。

次に、地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案の採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○塩谷委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

この際、お諮りいたします。

ただいま議決いたしました両法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○塩谷委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○塩谷委員長 次回は、来る十三日午前十時理事

昭和五十五年五月二十一日印刷

会、午前十時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。
午前十一時四十二分散会

昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案に対する修正案

昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。
附則第一条の見出しを「施行期日等」に改め、

同条中「昭和五十五年四月一日」を「公布の日」に、「同年十月一日」を「昭和五十五年十月一日」に改め、同条に次の一項を加える。
2 第一条の規定による改正後の昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律第六條の五、第十條の五、第十三條の七及び別表第九の規定、第二条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法（以下「改正後の法」という。）第百十四條第三項及び第百二十四條第四項の規定、第三条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（以下「改正後の施行法」という。）第十四條の二、第二十九條の二第一項、第四十一條、第百四十三條の四の二、第百四十三條の十の二第一項及び別表第二の規定並びに次条から附則第四条までの規定は、昭和五十五年四月一日から適用する。

附則第二条中「第二条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法」を「改正後の法」に改める。

附則第三条中「第三条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（以下「改正後の施行法」という。）を「改正後の施行法」に改める。

附則第三条中「第三条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（以下「改正後の施行法」という。）を「改正後の施行法」に改める。

昭和五十五年五月二十二日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局